

24-D-1606  
2025年1月28日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## 野村不動産マスターファンド投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置



発行体/借入人	野村不動産マスターファンド投資法人（証券コード:3462）
評価対象	野村不動産マスターファンド投資法人 グリーンファイナンス・フレームワーク

### 評価の概要

#### ▶▶▶1. 野村不動産マスターファンド投資法人の概要

野村不動産マスターファンド投資法人（本投資法人）は、野村不動産グループをスポンサーとする総合型のJ-REIT。2015年10月1日に旧野村不動産マスターファンド投資法人、旧野村不動産オフィスファンド投資法人及び旧野村不動産レジデンシャル投資法人を新設合併消滅法人とする新設合併方式により成立し、同年10月2日に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）へ上場した。その後、2016年9月1日には旧トップリート投資法人を吸収合併した。資産運用会社は野村不動産投資顧問株式会社（本資産運用会社）で、本資産運用会社には野村不動産ホールディングス株式会社が100%出資している。2024年10月1日時点のポートフォリオは全295物件で構成され、取得価格総額1兆1,125億円と総合型J-REITにおいて最大級の資産規模である。ポートフォリオの分散について取得価格ベースでみた場合、エリア別では東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）83.2%、その他16.8%、用途別ではオフィス39.9%、商業施設（駅前立地）10.9%、商業施設（居住地立地）5.3%、物流施設21.7%、居住用施設（ヘルスケア施設含む）19.6%、宿泊施設2.2%、

その他 0.4%となっている。また、上位 10 物件への集中度（取得価格ベース）が 21.5%、上位 10 テナントへの集中度（賃貸面積ベース）が 20.6%と、特定の物件やテナントへの集中リスクは相応に緩和されたポートフォリオが維持されている。

## ▶▶▶2. 本投資法人の ESG 経営及び脱炭素に向けた取り組み

本投資法人は、持続可能な社会の実現が本投資法人の持続可能な成長にとって不可欠であるとの認識のもと、本投資法人がその事業を通じて社会的課題の解決に貢献することは、本投資法人の基本方針である「中長期の安定した収益の確保」と「運用資産の着実な成長」に沿ったものであり、ひいては投資主価値の向上に資するものと考えている。この具体的な取り組みにあたり、本投資法人にとって特に重要性の高い ESG 課題（マテリアリティ）を設定し、具体的な取り組みへとつなげている。

また、本資産運用会社においても、中長期的な投資主価値の向上を図るためには、サステナビリティへの取り組みが不可欠であると認識しており、野村不動産グループのサステナビリティポリシーに基づき、不動産投資運用業務全般において、サステナビリティに取り組んでいる。足もとでも、2024 年 4 月 1 日付でサステナビリティ方針を改定した他、本資産運用会社が社会に対して提供できる価値や社会に存在する意義を問い直し、「人びとの豊かな人生の舞台を、創りつづける」を Purpose（私たちの存在意義）、「Visionary」、「Professionalism」、「Fairness」を Values（大切にしている価値観）として公表し、事業を展開している。

## ▶▶▶3. グリーンファイナンス・フレームワークについて

今般の評価対象は、本投資法人が債券又は借入金（グリーンファイナンス）により調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR では、本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」、「グリーンローン原則<sup>2</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>3</sup>」及び「グリーンローンガイドライン<sup>4</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR は、2019 年 8 月 7 日に本投資法人の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を公表している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、本投資法人が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

本投資法人は、2019 年 8 月時点の本フレームワークにおいて、資金使用の対象を一定以上の認証水準を有するグリーンビルディングとしている。グリーンビルディングに関する適格クライテリア

<sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>  
<sup>2</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"  
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>  
<sup>3</sup> 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>  
<sup>4</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

は、DBJ Green Building 認証3つ星以上、BELS 評価3つ星以上、CASBEE 評価認証 B+ランク以上のいずれかを取得済あるいは今後取得予定の物件としている。JCR は本投資法人の定めた適格クライテリアが環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

本投資法人は、グリーンビルディングの基準について、BELS 評価の適格ランクの変更を行っており、JCR は引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

本投資法人は、設定した ESG 課題（マテリアリティ）のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。資金使途の対象となるグリーン適格資産の選定及びプロセスについては、環境に関して専門的な知見を有する部署が関与する仕組みを確保しており、社内体制は適切に構築されている。また、グリーンファイナンスによる調達資金の管理は、予め定められたルールに基づき適切に行われる。レポートについては、資金充当状況及び環境改善効果の指標が開示される予定である。以上より、本投資法人のグリーンファイナンスに係る管理・運営体制について、前回評価時と同様適切であり、透明性が高いことを JCR は確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて変更後も引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポートニング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポートニング及びインパクトレポートニングに係る開示体制が引き続き適切に整備されているか。

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途

本投資法人は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

#### 資金使途にかかる本フレームワーク

##### (1) 調達資金の使途

本投資法人は、グリーンファイナンスにより調達した資金の総額と同額を、グリーン適格資産（下記 (1) -2 に記載する「適格クライテリア」を満たす既存又は新規の特定資産をいいます。）の取得資金、グリーン適格資産の取得に要した借入金（グリーンローンを含みます。）の借換資金、又はグリーン適格資産の取得に要した発行済の投資法人債（グリーンボンドを含みます。）の償還資金に充当します。

##### (1) -2 適格クライテリアについて

下記 a.~c.のいずれかの有効なグリーン認証（又は再認証）をグリーンファイナンスの払込期日又は実行日に取得済又は今後取得予定であること。

a. DBJ Green Building 認証における 3 つ星以上

##### b. BELS 評価

平成 28 年度基準：3 つ星以上※

令和 6 年度基準：非住宅 レベル 4 以上

住宅 レベル 3 以上

c. CASBEE 不動産評価認証における B+ランク以上

※ 物流倉庫を含む工場等において BEI=0.75 超の場合を除く

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、BELS 評価の適格ランクの変更を行っている。

本フレームワークにおいて、今回記載が変更された BELS 評価の概要を以下に示す。

## BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m<sup>2</sup> 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

本投資法人が適格とした BELS におけるクライテリアは、省エネ基準（住宅：BEI 値 0.8 以下、非住宅：BEI 値 0.75 以下）を上回る性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

## 2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人は、本フレームワークにおいて資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている。(太字及び下線を施している部分が今般の変更点) なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

### プロセスにかかる本フレームワーク

#### 【プロジェクトの選定プロセス】

適格クライテリアは、本投資法人の資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社のサステナビリティ推進規程及び決裁権限規程に基づき決定されます。

グリーンファイナンスにより調達した資金の使途対象となるグリーン適格資産は、NMF 運用グループ及び財務会計部により適格クライテリアに基づき評価・抽出され、資産運用会社の決裁権限規程に基づき投資委員会又はNMF 運用グループ統括部長の決裁を経て選定されます。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では改訂された本フレームワークにおいて、記載文言について変更があったものの、資金使途の選定基準及びそのプロセスの中核に変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

### 3. 調達資金の管理

本投資法人は、本フレームワークにおいて調達資金の管理を以下の通り定めている（変更点なし）。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

##### 【調達資金の管理】

本投資法人が保有する特定資産のうち、適格クライテリアを満たすグリーン適格資産を抽出し、グリーン適格資産の帳簿価額の総額に総資産額に対する有利子負債比率（各投資法人債の払込期日又は借入実行日において算出可能な直近期末時点）の実績値を乗じて算出された負債額（以下「グリーン適格負債額」といいます。）をグリーンファイナンスの残高の上限とします。本投資法人は、グリーンファイナンスの残高がグリーン適格負債額を超過しないように管理します。

グリーンファイナンスの残高が存在する限り、ポートフォリオ単位で充当済み資金を内部で追跡・管理します。

グリーンファイナンスで調達した資金は、速やかに又は早期に、グリーン適格資産の取得資金、グリーン適格資産の取得に要した借入金の借換資金、又はグリーン適格資産の取得に要した発行済の投資法人債の償還資金に全額充当します。調達した資金の全額が早期に又は一時的にグリーン適格資産に充当されない場合、未充当額を特定の上、グリーン適格資産に充当されるまでの間、その同額を現金又は現金同等物として管理します。

##### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理について適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

## 4. レポーティング

本投資法人は、本フレームワークにおいてレポーティングを以下の通り定めている（変更点なし）。

### レポーティングにかかる本フレームワーク

#### 【レポーティング】

##### a. 資金充当状況レポーティング

グリーンファイナンスで調達された資金の全額が早期に又は一時的にグリーン適格資産に充当されない場合、調達資金が全額充当されるまで、調達資金の充当状況を示すレポートを本投資法人のウェブサイト上で公表します。

また、グリーンファイナンスの残高が残存する限り、各年の2月末時点における以下の指標を本投資法人のウェブサイト上で公表します。

- ・グリーン適格資産の帳簿価額総額
- ・グリーン適格負債額
- ・グリーンファイナンスの残高

##### b. インパクト・レポーティング

グリーンファイナンスの残高が残存する限り、各年の2月末時点における以下の指標を本投資法人のウェブサイト上で公表します。

- ・グリーン適格資産の物件数
- ・取得した各グリーン認証のレベル
- ・グリーン適格資産（但し本投資法人が管理権限を有する物件又は部分を対象とする）の温室効果ガス（GHG）の排出量、エネルギー使用量、水使用量

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポーティングについて適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

また、本投資法人のホームページにおいて、資金充当レポーティング、インパクトレポーティングが適切に実施されていることを JCR は確認している。

## 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### 野村不動産グループのサステナビリティへの取り組み

野村不動産グループでは、2050年に向けて、自社グループならではのサステナビリティのあり方、進むべき道を示す指針となるサステナビリティポリシー「Earth Pride ー地球を、つなぐー」を策定している。当該ポリシーの中で、グループが重視すべきテーマとして、「人間らしさ」「自然との共生」「共に創る未来」の3つを特定している。その上で、当該ポリシーのもとで、2030年までに取り組むべき重点課題（マテリアリティ）として、社内外のステークホルダーとの議論等も踏まえ、「ダイバーシティ&インクルージョン」「人権」「脱炭素」「生物多様性」「サーキュラーデザイン」の5点を特定しており、事業活動を通じたサステナビリティ課題の解決に取り組む姿勢を示している。

野村不動産グループの各投資法人においても、上述のようなグループのサステナビリティに係る方針に基づいて、各種方針や取り組みを行っている。

### 本投資法人及び本資産運用会社のサステナビリティへの取り組み

本投資法人は、持続可能な社会の実現が本投資法人の持続可能な成長にとって不可欠であるとの認識のもと、本投資法人がその事業を通じて社会的課題の解決に貢献することは、本投資法人の基本方針である「中長期の安定した収益の確保」と「運用資産の着実な成長」に沿ったものであり、ひいては投資主価値の向上に資するものと考えている。この考えのもと、2019年1月に本投資法人にとって特に重要性の高いESG課題（マテリアリティ）を設定している。当該マテリアリティについては本資産運用会社において適宜見直しの要否が検討されている。直近では、2024年4月に「不動産を通じた社会課題の解決」を目指し、社会分野のマテリアリティを変更している。

環境におけるマテリアリティにおいて、本投資法人は「グリーン認証（3★相当以上）取得割合<sup>5</sup>を2030年度までに70%まで向上させること」を設定している。物件の取得に当たっては、野村不動産グループとの間において、「物件取得パイプライン」と、「マネジメントパイプライン」を確立しており、野村不動産グループが開発した物件について優先的に情報提供を受けている。野村不動産グループは毎年新規に開発する固定資産・収益不動産において環境認証の取得率をKPIとして定めており、2023年度時点における取得率は申請中の物件含めて100%である。本投資法人は、野村不動産グループとの相互成長の好循環サイクルを確立させ、一体となってサステナビリティの推進を行っている。また、同じくマテリアリティの中で「気候変動への対応」については特に重要性が高いと認識しており、GHG排出量のネットゼロを通して脱炭素社会への移行を実現することは、本投資法人の中長期的なパフォーマンスに大きく影響すると考えている。これを受け、2022年10月に「2050年度GHG排出ネットゼロ目標」、2023年10月には既存の削減中間目標を大幅に上方修正し、「2030年度GHG排出総量80%削減（2019年度比）」をKPIに設定している。

また、本資産運用会社においても、中長期的な投資主価値の向上を図るためには、サステナビリティへの取り組みが不可欠であると認識しており、野村不動産グループの前述のサステナビリティポリシーに基づき、不動産投資運用業務全般において、サステナビリティに取り組んでいる。足もとでも、2024年4月1日付でサステナビリティ方針を改定した他、本資産運用会社が社会に対して提供できる価値や社会に存在する意義を問い直し、「人びとの豊かな人生の舞台を、創りつづける」をPurpose（私たちの存在意義）、「Visionary」、「Professionalism」、「Fairness」をValues（大切にする価値観）として公表し、事業を展開している。なお、当該方針の中で、サステナビリティフ

<sup>5</sup> DBJ Green Building 認証3★以上またはBELS認証3★以上またはCASBEE不動産B+以上を指す。

ファイナンスについては、同方針に掲げる重要課題のうち、「環境の保全」における「気候変動への緩和と適応」や、「豊かな社会と経済・産業の発展」における「誰一人取り残さない」・「生き活きと働き、健康に暮らす」、「人々のあふれる笑顔」における「安全で安心できる空間」等の実現に寄与する取り組みと位置づけられる。

サステナビリティ推進体制に関して、本資産運用会社では、2015年よりサステナビリティ推進会議を設立し、本投資法人を始め本資産運用会社が運用を手掛ける投資法人毎に本推進会議を開催し、各ファンドのサステナビリティ目標及び施策の立案、モニタリングを行っている。本投資法人が開催する本推進会議は、サステナビリティ推進執行責任者である、本投資法人の運用を統括する NMF 運用グループ統括部長を委員長として、ファンド関連部門、サステナビリティ部門及び企画部門から構成され、年に4回以上開催されている。同推進会議で協議された内容は、サステナビリティ推進最高責任者である社長執行役員を委員長とする投資委員会にて承認され、取締役会に報告される形で統制がとられている。サステナビリティ推進会議のメンバーには、運用部の ESG 担当者が含まれ、本資産運用会社における運用企画部のサステナビリティに関する専門チームのサポートの下、実務を行っている。また、サステナビリティに関する目標や施策の策定にあたって、外部機関の助言を適切に活用している。

本資産運用会社では、不動産の運用に加えて、国際的なイニシアティブ等への参画や外部評価の取得にも積極的に取り組んでいる。2017年12月には責任投資原則（PRI）及び国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の基本的な考えに賛同し、署名機関となっている<sup>6</sup>。PRIではESG課題を投資の意思決定に取り込むことが提唱されているが、同社でも、運用資産の中長期的な投資主価値の向上を図るべく ESG に配慮した運用を実施している。また、2023年9月には2050年までに運用資産における温室効果ガス排出量のネットゼロを目指す国際イニシアティブである Net Zero Asset Managers initiative へ賛同・署名をした。本署名により、本資産運用会社と、同社が運用する投資法人の温室効果ガス排出量ネットゼロへの姿勢を一体化し、ネットゼロに向けた取り組みの推進を加速することを目指すとしている。さらに本投資法人においては、GRESB リアルエステイト評価において、セクターリーダーへの選出及び4 Star 以上の高い評価<sup>7</sup>を受けた実績を有している。

以上より、JCR では、本投資法人及び本資産運用会社の経営陣がサステナビリティに関する問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけ、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内の専門部署や外部の専門家の知見も適切に取り入れながらサステナビリティ全般に係る取り組みを展開している点について、高く評価している。

<sup>6</sup> 2022年1月以降は、UNEP FI の一部のメンバーシップが PRI へ統合されたことに伴い UNEP FI には不参加

<sup>7</sup> GRESB 評価においては 5 Star が最上位評価

## レビュー結果(結論)

## Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・日野 響

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル